## 令和6年度大阪市下水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和6年度大阪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

# (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	管	渠	至	Œ	長	4,975,592 メートル
(2)	抽		水		所	58 ヵ所
(3)	下	水	処	理	場	12 ヵ所
(4)	スラ	ッミ	ジセ	ンタ	_	1 ヵ所
(5)	建設	改良	事業	あって	要	
	管	渠		工	事	17, 359, 974 千円
	抽	水	所	エ	事	9, 278, 295 千円
	処	理	場	工	事	23, 457, 604 千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入	収	
		第1款 下水道事業収益
65, 319, 335 千円		第1項 営 業 収 益
19, 174, 535		第2項 営業外収益
343, 562		第3項 特 別 利 益
出	支	
		第1款 下水道事業費用
77, 365, 530 千円		第1項 営 業 費 用
3, 444, 609		第2項 営業外費用
30,000		第3項 予 備 費
	65, 319, 335 <sup>千円</sup> 19, 174, 535 343, 562 出 77, 365, 530 <sup>千円</sup> 3, 444, 609	65, 319, 335 <sup>千円</sup> 19, 174, 535 343, 562 <b>支</b> 出  77, 365, 530 <sup>千円</sup> 3, 444, 609

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 32,111,807千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,647,091千円及び損益勘定留保資金 29,464,716千円で補塡するものとする。)。

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			51,647,205 千円
第1項 企 業 債		32, 269, 000 千円	
第2項 固定資産売却代金		14, 326	
第3項 国 庫 補 助 金		17, 095, 354	
第4項 一般会計補助金		440, 840	
第5項 工 事 負 担 金		1, 827, 685	
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			83,759,012 千円
第1項 建 設 改 良 費		50, 095, 873 千円	
第2項 企業債償還金		33, 663, 139	

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

	事項	Į		期間	限	度	額	
管渠	施設管	理 事	業	令和 年度 7		26,	000	千円
汚 泥 烤	話却 炉 撤	去 工	事	7	1,	214,	000	
処 理	場維持	宇 管	理	7 <b>∼</b> 8		433,	000	
工事積	算シスラ	テム整	備	7		4,	000	
管	渠 二	Ī.	事	7 <b>~</b> 9	12,	688,	000	
抽 力	、 所	エ	事	7 <b>~</b> 9	11,	642,	000	
処 理	退 場	エ	事	7 <b>~</b> 10	41,	916,	000	

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

限度額 起債の目的 起債の方法 利 率 償還の方法 32, 269, 000 下水道事業 普通貸借又は 年9.5%以内 起債年度の翌年度か 証券発行(他 (ただし、利 ら据置期間を含め、 の地方公共団 率見直し方式 40年以内に償還する。 体との共同発 で借り入れる ただし、本期間中に 資金について、 未償還額の範囲内に 行を含む。)。 利率の見直し おいて借り替えるこ を行った後にとができる。 おいては、当 該見直し後の

利率)

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,392,783千円である。